

## 伊丹市転入促進事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市に転入して親元に同居又は、近居する子世帯に対し、転入にかかる費用を支援することにより、子育てや介護等の共助を推進し、親、子及び孫（以下「三世代」という。）又は親及び子（以下「二世代」という。）の同居又は近居を促進し、もって本市への人口流入と定住化の促進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 同居 市内において、同一敷地内にある住宅に三世代又は二世代が居住することをいう。ただし、同一敷地内であっても別住宅で居住する場合及び各住戸に分かれ居住する場合を除く。
- (2) 近居 市内の住宅に、三世代又は二世代が居住すること(同居を除く。)をいう。
- (3) 子世帯 夫婦又は夫婦及び義務教育修了前の者（母子健康手帳等で確認ができる出産予定の子どもを含む。）を含む世帯をいう。
- (4) 親 子世帯の世帯主又は配偶者の一親等直系尊属で、子世帯と同居又は近居をする者をいう。
- (5) リフォーム 新たに同居をするために、住宅の修繕、増改築、模様替え等を行う工事をいう。
- (6) 建物除却 補助対象者が、自ら居住する住宅を新築・購入するために、当該土地の既存建物を除却することをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、子世帯の世帯主で次に掲げる要件をすべて満たす者（以下「補助対象者」という。）とする。

- (1) 補助金の交付申請時において、満40歳未満の夫婦であること。
- (2) 補助対象者及びその配偶者が本市の転入日前に1年以上継続して市外に居住しており、親と同居又は近居をするために平成28年8月1日以降に転入し、3年以上継続して親と同居又は近居する見込みであること。
- (3) 親が、補助金の交付申請時において、1年以上継続して市内に居住していること。
- (4) 親、補助対象者及びその配偶者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 親、補助対象者及びその配偶者が、市税の滞納をしていないこと。
- (6) 親、補助対象者及びその配偶者が、この要綱に基づく補助金を過去に受けていないこと。

### (補助対象住宅)

第4条 補助申請の交付の対象となる住宅は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 補助対象者が自ら居住する住宅であること。
- (2) 住戸専用面積（壁芯からの測定）が次に定める面積以上であること。
  - ア 戸建住宅 75㎡
  - イ 共同住宅及び長屋建住宅 55㎡

(3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第9条に規定する措置が命じられていない住宅であること。

（補助対象となる経費）

第5条 補助対象となる経費は、次に掲げる経費のうち補助対象者、配偶者又は親が負担した経費に限る。

(1) 同居又は近居にかかる新築・購入に要する経費（補助対象者若しくはその配偶者又は親の名義で所有権保存登記日又は所有権移転登記日が平成28年8月1日以降となっている住宅に限る。）

(2) 引越しに要する経費（引越事業者の運送費用及びこれに附帯する荷造り等の費用の支払日が平成28年8月1日以降のものに限る。）

(3) 借家の賃貸借契約に要する経費（契約日が平成28年8月1日以降であるものに限る。）

(4) 住宅のリフォームに係る経費（契約日が平成28年8月1日以降のもので費用の合計額が消費税及び地方税相当額を含む10万円以上のものに限る。）

ア 自ら居住するための部分の増築、改築等

イ 屋根・雨樋・柱・外壁の修繕・塗装等の外装工事

ウ 床、内壁、天井等の内装替え、畳の取替え等の内装工事

エ 雨戸、戸、サッシ、ふすま等の取替え等の建具工事

オ 電気、ガス等の設備工事（ただし、家具、家庭用電気機械器具等の購入、設置等は除く。）

カ トイレ・風呂・キッチン等の水周り改修等の建具工事

(5) 建物除却経費（平成28年8月1日以降に市内にある住宅を除却し、かつ補助対象住宅を新築した場合に係る費用に限る。）

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、毎年度の予算の範囲内で、別表第1及び別表第2に掲げる区分に応じ、補助対象経費に当該区分ごとにこれらの表に掲げる補助率を乗じた額（1,000円未満の端数が生じたときは、その額を切り捨てた額）とし、当該区分ごとの補助限度額を超えた時は補助限度額とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助対象者がこの要綱の補助の適用を受けようとするときは転入の日から起算して6か月以内に伊丹市転入促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に誓約書（様式第2号）及び別表3に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助の決定及び通知）

第8条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して交付の可否を決定し、伊丹市転入促進事業補助金交付決定通知書（様式第3号）又は伊丹市転入促進事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知する。

（補助金請求及び交付）

第9条 補助金交付決定通知を受けた者（以下「受給者」という。）は、30日以内に伊丹市転入促進事業補助金請求書（様式第5号）を市長に提出し、請求するものとする。

2 市長は、前項の請求を受けたときは速やかに、補助金を交付するものとする。

(補助の取消し及び返還)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助の決定又は補助を受けたとき。
- (2) 前条の請求を行わないとき。
- (3) その他市長が必要と認める場合

2 市長は、前項の規定により補助金交付決定を取り消した場合において、伊丹市転入促進事業補助金取消兼補助金返還決定通知書(様式第6号)により通知して、補助金が交付されている場合は当該補助金を返還させるものとする。

(調査等への協力)

第11条 市長は、受給者に対し、同居若しくは近居の効果検証のためのアンケート調査その他の協力を求めることができる。

(細則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

別表第1

区 分		経費の種別	補助率	補助限度額 (千円)
三 世 代	同 居	ア ①住宅の新築・購入に要する経費 ②住宅のリフォームに係る経費 ③転入に係る経費（引越事業者の運送費用、荷造り等のサービス費用）	1 / 2	250
		イ ①借家の賃貸借契約に要する経費（礼金・権利金・仲介手数料等の費用） ②転入に係る経費（引越事業者の運送費用およびこれに附帯する荷造り等のサービス費用）		150
	近 居	ア ①住宅の新築・購入に要する経費 ②転入に係る経費（引越事業者の運送費用およびこれに附帯する荷造り等のサービス費用）		200
		イ ①借家の賃貸借契約に要する経費（礼金・権利金・仲介手数料等の費用） ②転入に係る経費（引越事業者の運送費用およびこれに附帯する荷造り等のサービス費用）		100
二 世 代	同 居	ア ①住宅の新築・購入に要する経費 ②住宅のリフォームに係る経費 ③転入に係る経費（引越事業者の運送費用およびこれに附帯する荷造り等のサービス費用）	1 / 2	200
		イ ①借家の賃貸借契約に要する経費（礼金・権利金・仲介手数料等の費用） ②転入に係る経費（引越事業者の運送費用およびこれに附帯する荷造り等のサービス費用）		100
	近 居	ア ①住宅の新築・購入に要する経費 ②転入に係る経費（引越事業者の運送費用およびこれに附帯する荷造り等のサービス費用）		150
		イ ①借家の賃貸借契約に要する経費（礼金・権利金・仲介手数料等の費用） ②転入に係る経費（引越事業者の運送費用およびこれに附帯する荷造り等のサービス費用）		50

アとは、住宅取得補助をいう。

イとは、賃貸住宅入居補助をいう。

別表第2

経費の種別	補助率	補助限度額 (千円)
建物除却経費（既存建物の除却費用等）	1 / 2	250

別表 3

(1) 共通の必要書類

<p>1 から 5 にかかる 共通の書類</p>	<p>(1) 親世帯及び子世帯の世帯全員の本市の住民票の写し                  (2) 子世帯が市外に継続して 1 年以上居住していたことを証明できる子世帯全員の戸籍の附票または住民票除票の写し等                  (3) 出産予定の子どもがいる場合は、母子健康手帳等診察経過の分かる書類の写し                  (4) 親世帯と子世帯の関係が分かる戸籍全部事項証明書等                  (5) 子世帯および親世帯の世帯全員（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）の規定による扶養の対象となっている者を除く。）の世帯全員の直近の区市町村民税の納税証明書                  (6) 住戸専用面積の分かる書類およびその他補助対象住宅の位置図</p>
------------------------------	---

(2) 各補助区分ごとの必要書類

補助区分	必要書類
<p>1 住宅の新築・購入</p>	<p>(1) 建物登記簿の全部事項証明書                  (2) 住宅の売買契約書又は工事請負契約書の原本（当初契約・変更契約全て）                  (3) その他市長が必要と認める書類等</p>
<p>2 住宅のリフォーム</p>	<p>(1) 建物登記簿の全部事項証明書                  (2) 対象工事の契約書及び領収書の原本（当初契約・変更契約全て）                  (3) 平面図、立面図その他の対象工事の内容が確認できる書類                  (4) 対象工事を行った部分の施工前及び施工後の状態が確認できる写真                  (5) その他市長が必要と認める書類等</p>
<p>3 引越し作業</p>	<p>(1) 領収書および料金明細の原本（引越業者が発行した物に限る）                  (2) その他市長が必要と認める書類等</p>
<p>4 借家の賃貸借契約</p>	<p>(1) 賃貸借契約書の原本（当初契約・変更契約全て）                  (2) 賃貸借契約に要する経費（礼金・権利金・仲介手数料等の費用。ただし敷金等将来において返還される費用は含まない。）がわかる書類                  (3) その他市長が必要と認める書類等</p>
<p>5 建物除却</p>	<p>(1) 補助対象住宅を取得するために既存の建物を除却する場合は除却に係る工事金額が分かる書類                  (2) 対象工事を行った部分の施工前及び施工後の状態が確認できる写真                  (3) その他市長が必要と認める書類等</p>

伊丹市長 様

申請者 住 所 伊丹市

氏 名 ⑩

電話番号

(日中の連絡先 - - )

## 伊丹市転入促進事業補助金交付申請書

転入促進事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり伊丹市転入促進事業実施要綱第7条の規定により申請します。

## 1. 補助区分

区 分	<input type="checkbox"/> 三世代 (親・子・孫)	<input type="checkbox"/> 同居
	<input type="checkbox"/> 二世代 (親・子)	<input type="checkbox"/> 近居

## 2. 子世帯 構成員

(フリガナ) 氏 名	申請者との続柄	生年月日	申 請 時 の 年 齢	転入日
	本人 (申請者)	昭・平・西 年 月 日	歳	平成 年 月 日
	配偶者	昭・平・西 年 月 日	歳	平成 年 月 日
		昭・平・西 年 月 日	歳	平成 年 月 日
		昭・平・西 年 月 日	歳	平成 年 月 日
		昭・平・西 年 月 日	歳	平成 年 月 日

## 3. 親世帯 構成員

(フリガナ) 氏 名	申請者との続柄	生年月日	市内居住年数
		大・昭・西 年 月 日	年
		大・昭・西 年 月 日	年

4 補助対象の住宅について

- 該当する区分に☑をして下さい。
- 住戸専用面積欄には、補助対象住戸の面積をご記入ください。

住戸専用面積	_____ m <sup>2</sup>	住宅の種類	<input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 長屋建住宅
助成区分	<input type="checkbox"/> 三世代 <input type="checkbox"/> 二世代	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 近居	<input type="checkbox"/> 住宅取得 <input type="checkbox"/> 賃貸住宅入居 <input type="checkbox"/> 除却(加算)

■補助対象経費をご記入ください。

①	住宅取得に要する経費			
	登記日	平成 年 月 日	登記の名義	_____
	経費	_____ 円		
②	住宅のリフォームに係る経費 (工事に要する費用の合計額が10万円以上の場合に限ります。)			
	契約日	平成 年 月 日	経費	_____ 円
③	借家の賃貸借契約に要する経費			
	契約日	平成 年 月 日	契約の名義	_____
	経費	_____ 円		
④	転入に係る経費 (引越事業者の運送費用およびこれに附帯する荷造り等のサービス費用が対象となります。)			
	支払日	平成 年 月 日	経費	_____ 円
	引越業者名	_____		
⑤	建物除却経費 (加算)			
	除却日	平成 年 月 日	経費	_____ 円

■補助対象経費の合計金額をご記入ください。

A	①又は②又は③の金額	_____ 円
B	④の金額	_____ 円
C	合計金額(A+B)	_____ 円

D	⑤の金額 (①の補助対象住宅購入に要する建物除却費用)	_____ 円
---	-----------------------------	---------

■補助金額をご記入ください。

Cの金額の2分の1に相当する額 (1,000円未満の端数が生じたときは、その額を切り捨てた額) と下記の補助金額のいずれか少ない方の金額	_____	_____	_____	_____	_____	_____	0	0	0	円
Dの金額の2分の1に相当する額 (1,000円未満の端数が生じたときは、その額を切り捨てた額) と250千円のいずれか少ない方の金額	_____	_____	_____	_____	_____	_____	0	0	0	円
合計金額	_____	_____	_____	_____	_____	_____	0	0	0	円

補助金額		住宅取得 75㎡以上	賃貸住宅入居 55㎡以上	除却(加算)
三世代	同居	250千円	150千円	250千円
	近居	200千円	100千円	
二世代	同居	200千円	100千円	
	近居	150千円	50千円	

年 月 日

伊丹市長 様

【子世帯】 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

年 月 日

【親世帯】 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

## 誓 約 書

次のことについて、誓約いたします。

- 1 転入促進事業の趣旨および目的を理解し、伊丹市内に3年以上継続して居住いたします。
- 2 伊丹市転入促進事業補助金の受給資格・条件の確認のため、私の住民登録状況、納税状況その他受給資格に関する事項について、伊丹市が関係行政機関に調査を行うことに同意します。
- 3 補助金の交付申請を行うにあたり、私及び私の世帯員は、伊丹市転入促進事業補助金要綱第3条に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者に該当しないことを申し立てます。
- 4 伊丹市転入促進事業実施要綱第10条に該当することが判明した場合は、補助金の交付決定が取り消され、補助金の返還が必要であることも確認しました。

なお、私も世帯員も、上記の内容について同意していることを誓約します。



様

伊丹市長

伊丹市転入促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました転入促進事業補助金の交付について、下記のとおり決定しましたので、伊丹市転入促進事業実施要綱第8条の規定により通知します。

記

1 交付決定額

円

2 住宅の所在地

伊丹市

3 その他

行政不服審査法

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、伊丹市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、伊丹市を被告（訴訟において伊丹市を代表する者は市長となります。）として提起することができます。
- 3 上記1及び2にかかわらず、正当な理由があるときは、上記の期間を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えの提起をすることが認められる場合があります。

様

伊丹市長

伊丹市転入促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました転入促進事業補助金の交付について、下記のとおり決定しましたので、伊丹市転入促進事業実施要綱第8条の規定により通知します。

記

1 決定内容

不交付

2 住宅の所在地

伊丹市

3 不交付の理由

4 その他

行政不服審査法

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、伊丹市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、伊丹市を被告（訴訟において伊丹市を代表する者は市長となります。）として提起することができます。
- 上記1及び2にかかわらず、正当な理由があるときは、上記の期間を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えの提起をすることが認められる場合があります。

伊丹市転入促進事業補助金請求書

伊丹市長 様

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

電話番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

年 月 日付伊 第 \_\_\_\_\_ 号で補助金交付の決定がありました伊丹市転入促進事業補助金  
交付について、伊丹市転入促進事業実施要綱第9条第1項の規定により下記のとおり請求致します。

記

1 請求額

円

( 年 月 日付伊 第 \_\_\_\_\_ 号の補助金額)

2 補助金の交付先

金融機関名	
店 舗 名	本店・本所・支店・支所・出張所・代理店
口座の種類	1 普通 2 当座 3 その他 ( )
口座番号	
口座名義人	フリガナ
	-----

様

伊丹市長

伊丹市転入促進事業補助金取消兼補助金返還決定通知書

年 月 日付で申請のあった転入促進事業補助金について、下記のとおり取消しを決定しましたので伊丹市転入促進事業実施要綱第10条第2項の規定により、下記の期日までに返還することを通知します。

記

1 取消し及び返還補助金額

円

2 取消しの理由

3 返還期日 年 月 日

4 その他

行政不服審査法

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、伊丹市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、伊丹市を被告（訴訟において伊丹市を代表する者は市長となります。）として提起することができます。
- 3 上記1及び2にかかわらず、正当な理由があるときは、上記の期間を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えの提起をすることが認められる場合があります。